ペットフードの表示について

平成19年10月11日 ペットフード公正取引協議会 大野和彦

ペットフードの表示に関して

日本国内で販売されるペットフードの表示に 関して「ペットフードの表示に関する公正競争 規約・施行規則」がある。

「公正競争規約」について

「公正競争規約」とは?

- 景表法第12条によりに定められ、各事業者団体が不当な 顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保する為に設定した 自主基準。食品を中心に約70団体が運用している。
- 公正取引委員会はこの規約が、業界や製品の特性と商習慣を明文化し、消費者の保護と消費者の正しい商品選択が 行われる事に適切と判断した場合、これを認定し官報により 告示する。
- 非会員社の義務と責任 非会員社には本規約の違反・罰則は適用されないが、本規 約に沿った表示が非会員にも広〈普及しており、消費者から も受け入れられている。

「公正競争規約」について

- 公正競争規約は、消費者が製品の品質や価格、サービスなどに関して事実誤認をするような表示を排除したり、製品 固有の特徴を消費者に伝える表示のルール
- 法令による表示事項では拾いきれないような表示内容を 規定したり、製品固有の特徴を「特定事項」として決め業界 内で運用する
- 特定事項の例 「徒歩1分は80メートル」、「果汁たっぷりは、〇〇%以上から」、「〇〇を強化は、〇%以上必要」のような業界特有の事項に関するルール。

ペットフードの表示に関する公正競争規約

- ペットフード公正取引協議会により制定され、運用される 自主基準。 制定には、消費者団体、流通団体、有識者の 意見・評価を必ず受け、その後に公正取引委員会が認定 する。
- 海外の製造者も、この英文規約により日本の表示ルールには、国内会員社と同等の共通理解をもっている。

ペットフード公正取引協議会について

- ペットフードの表示に関する公正競争規約を運用する任意団体 (設立:昭和49年)
- ペットフードの定義
 犬及び猫の栄養補給を目的とし飲食に供せられる、原材料を加工した ものを言う。
- 会員社: 46社 (19年5月現在)
 国内製造者、輸入販売者など表示の責任を持つ事業者(ブランドオーナー)が加入
 国内販売量の90%以上をカバーする
- 主な活動内容
 - 公正競争規約の協議会内外への周知徹底と理解啓発 公正競争規約の遵守状況の調査と違反の対応手続き(ペットフード試買 検査会)
 - 公正競争規約及び関連法令違反の未然防止の取組み(問合わせへの対応、会員内外への表示講習会の実施)

「ペットフードの表示に関する公正競争規約」について

- 必要表示事項
 - 9項目の必要表示事項
- 総合栄養食の表示
 - 基準を満たすための試験方法と表示方法
- 特定事項
 - 「5%ルール」:特定原材料を5%以上使用していなければ商品名、絵や写真にこの原材料を使用している旨の表示は出来ない
- 不当表示
 - ▶「特選」、「OOだから安心です」、「天然(或いはナチュラルペットフード)」
- 薬事法に抵触する表示・表現の禁止
- 違反の手続き
 - 「調査関連の運用手続き」に基づき審議する。違反者には、文書警告、措置(100万円以下の違約金、除名或いは公正取引委員会の措置)を求める。

ペットフードの表示に関する公正競争 規約について

必要表示事項

- 1. ドッグフード又はキャットフードである旨
- 2. ペットフードの目的(総合栄養食、間食、その他の目的食の別)
- 3. 内容量
- 4. 給与方法
- 5. 賞味期限又は製造年月
- 6. 成分
- 7. 原材料名(原料及び使用する添加物名)
- 8. 原産国名
- 9. 事業者の氏名又は、名称及び住所

ペットフードの表示例

ドッグフード

- ■成犬用総合栄養食
- ■内容量:3kg
- ■与え方:成犬体重1kgあたり1日○○gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
- ■賞味期限:031212
- ■成分:粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、 粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下
- ■原材料:穀物(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン) 動物性油脂、野菜類(ほうれん草、にんじん)、 ミネラル類(P、Ca), ビタミン類(A,B,C)、 酸化防止剤(ミックストコフェロール)
- ■原産国:日本
- ■発売元:ABCペットフード・カンパニー 〒100-0000 渋谷区渋谷○○町1-2-3 製品に関するお問い合せ 03(1234)5678

この商品は、ベットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。

ペットフード試買検査会

- 平成18年度は青森市と鹿児島市において「ペットフードの表示に関する試買検査会」を実施した。非会員社製品を含め、一般小売店で販売されているペットフードの公正競争規約、薬事法に関する遵守状況の把握を行った。表示違反または、修正が望ましいと思われる製品に関して、後日事務局を通じてすべての事業者に伝えられた。
- この試買検査会により、違反表示及び違反の疑いがあるすべての製品に関して該当する会員社は表示変更の対応を取る事が確認された。
- 青森市 検査会=平成18年 7月14日
- 鹿児島市 検査会=平成18年 12月7日(公正取引委員会委託事業)
- 試買検査会での「表示違反」状況(規約及び薬事法)

	会員社	非会員社
平成17年(函館市)	6件(5) 61検体中	7件(4)15検体中
平成17年(宮崎市)	5件(4)72検体中	7件 (7)16検体中
平成18年(青森市)	5件(4) 71検体中	7件(5)10検体中
平成18年(鹿児島市)	5件(5) 74検体中	1件(1)7検体中
() 内の数字は薬事法に違反すると考えられる表示の検体数		